

## MHM Asian Legal Insights

第 49 号 (2015 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インドネシア : 輸入業者識別番号 (API) に関する規則改正及び再改正に向けた動き
2. タイ : クラスタ型経済特区の設置
3. シンガポール : 改正会社法が全面施行—2016 年 1 月 3 日から—

今月のコラム —インド最強の世界遺産は?—

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 49 号 (2015 年 12 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

#### 1. インドネシア：輸入業者識別番号 (API) に関する規則改正及び再改正に向けた動き

インドネシアでは、2015 年 9 月 28 日の商業大臣令 2015 年 70 号 (「新規則」) により、輸入業者識別番号 (API) に関する規則が改正されました (施行予定日は 2016 年 1 月 1 日)。しかし、新規則の一部について、産業界からの批判が相次いだことから、商業省は近時、当該規制を緩和する新たな商業大臣令の草案 (「変更草案」) を公表しています。新規則により導入された規制と、変更草案による修正案について、重要なポイントをご紹介します。

##### (1) API-P と API-U

インドネシアでは、原則として、API を保有する業者でなければ輸入を行うことができません。この API はさらに、製造業のための原材料等の輸入を主に想定した製造輸入業者識別番号 (API-P) と完成品輸入を想定した一般輸入業者識別番号 (API-U) に区分され、一業者はこのいずれかしか取得できないこととされています。新規則及び変更草案の下でも、この区分は維持されています。

## MHM Asian Legal Insights

**(2) 新規則の下での API-P に関する規制と変更草案による緩和策**

API-P は資本財、原材料、補助材及び製造過程に用いられる材料を自己使用目的で輸入する際に用いられるものであり、原則として完成品の輸入は認められていないところ、新規則制定以前においては、市場調査目的や補完品として輸入する場合には、例外的に完成品の輸入が認められていました。しかし、新規則においては、上記 API-P 保有者による完成品輸入の例外が削除されました。

同改正については、API-P 保有者による完成品輸入がおよそ認められなくなることを懸念した産業界からの強い批判を招いたため、商業省は、変更草案において、従前同様の例外規定を再度設け、さらに、アフターセールスサービスのための輸入を新たな完成品輸入の例外類型として追加する案を示しています。以下の表は、変更草案における各類型の完成品輸入が認められるための要件を記載したものです。

完成品輸入の例外類型	要件
市場調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製品が新品であること</li> <li>② 製品が API-P 保有者による生産ができないものであること</li> <li>③ 市場調査目的の製品輸入は商業省の定める一定期間に限り行うものであること</li> </ul>
補完品	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製品が新品であること</li> <li>② 製品が API-P 保有者による生産ができないものであること</li> <li>③ 製品が API-P 保有者の保有するビジネスライセンス等と整合したものであること</li> <li>④ 製品が海外の関連当事者により製造されたものであること</li> </ul>
アフターセールスサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製品が新品であること</li> <li>② API-P 保有者が当該製品を完全に生産することができない、又は、当該製品のインドネシア市場における取得が限定されていること</li> <li>③ 製品が API-P 保有者の保有するビジネスライセンス等と整合したものであること</li> </ul>

なお、新規則制定以前は、API-P 保有者による完成品輸入については、商業省より Producer Importer としての認証を得た業者についてのみ認められていました。変更草案の下では、Producer Importer という用語が削除され、Producer Importer の認証の代わりに商業省からの Import Approval の取得を必要とする案が示されています。

## MHM Asian Legal Insights

**(3) 新規則による API-U に関する規制の緩和**

新規則制定以前においては、API-U 保有者は、原則として 21 の HS コードのうち  
の 1 つの HS コードに属する製品しか輸入することができず、例外的に、輸出業者と  
の間で、一定の契約上の合意や株式保有等の「特別な関係」がある場合等に限り、複  
数の HS コードに属する製品の輸入が認められていました。

新規則は、上記の HS コードに関する制限を廃止し、輸出業者との間で「特別な関  
係」があるか否かにかかわらず、API-U 保有者は複数の HS コードに属する製品を輸  
入することが可能となりました。この改正は、変更草案においても維持されています。

上記の通り、今回の一連の API に関する改正及び再改正の動きにより、全体としては  
API に関する規制は緩和される方向にあるものと評価できます。しかし、変更草案は、  
現時点では正式に規則として公表されているわけではないこと、また API-P 保有者の完  
成品輸入の例外が認められるための要件の明確化も今後必要になっていくものと思わ  
れることから、今後の動向にも引き続き注視する必要があると考えられます。

弁護士 埴 晋

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ [susumu.hanawa@mhmiapan.com](mailto:susumu.hanawa@mhmiapan.com)

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ [aki.tanaka@mhmiapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmiapan.com)

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ [tetsu.takeuchi@mhmiapan.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhmiapan.com)

**2. タイ：クラスター型経済特区の設置**

本レター第 36 号（2015 年 2 月号）にてお伝えしたとおり、タイでは、2015 年 1 月  
1 日以降に投資申請書が提出された案件について、新投資促進戦略（Seven-Year  
Investment Promotion Strategy（2015-2021））が適用されています。しかし、新戦略は  
ゾーン制の廃止等、旧制度と比較して投資企業にとって必ずしも有利とはいえない大幅  
な変更を伴っていたことなどのためか、外国企業からの投資は減少傾向にあり、タイ投  
資委員会（BOI）が 2015 年 1 月から 10 月に受理した外国直接投資案件の申請は 460  
件（前年同期 725 件）、投資額は約 905 億バーツ（現在の為替レートで約 3,025 億円）  
（前年同期約 3,302 億バーツ（現在の為替レートで約 1 兆 1,036 億円））に落ち込んで  
います。また、近年では ASEAN 各国の産業競争力も向上し、タイは地域における優位  
性を維持・発展させるための新たな施策を必要としています。このような状況を踏まえ、  
タイ暫定政権は、更なる投資誘致と産業構造の高度化・合理化を目的として、優遇税制  
等の恩典を通じて特定産業を地理的に集積させるクラスター型経済特区の設置を決定  
しました。優遇税制を適用するクラスターは、以下の 3 つのグループに分けられます。

**(1) スーパークラスター**

高度な技術が必要となる将来性の高い 6 分野（①自動車及び自動車部品、②電気製

## MHM Asian Legal Insights

品・通信機器、③環境保全型の石油・化学品、④デジタル産業、⑤食品研究開発、⑥メディカル・ハブ)が、「スーパークラスター」の対象とされており、全国9県(アユタヤ、チェンマイ、チョンブリ、ラヨン等)に設置されています。

スーパークラスターについては、8年間の法人税の全額免除及びその後の5年間の法人税の50%免除(財務省が特に重要と判断する産業については、法人税免除期間を10~15年に延長するとされています。)、輸入機器に対する関税の免除、クラスター内で勤務する国際的な専門家に対する個人所得税の免除という税務恩典に加えて、外国人専門家に対する永住権の付与、外国人に対する奨励事業で使用する土地の所有許可といった非税務恩典が与えられることとされています。

### (2) その他クラスター

タイの競争力を高める必要がある農産加工品産業及び繊維・衣類産業が「その他クラスター」の対象とされており、農産加工品産業については全国26県(バンコク、カンチャナブリ、チェンマイ等)に設置されています。

「その他クラスター」については、3~8年間の法人税の全額免除及びその後の5年間の法人税の50%免除、輸入機器に対する関税の免除、外国人専門家に対する永住権の付与、外国人に対する奨励事業で使用する土地の所有許可といった恩典が与えられることとされています。

### (3) クラスター支援事業

上記各クラスター内においてクラスター開発を支援する事業として、物流事業(商業空港、鉄道輸送、国際物流センター等)及び知識産業(研究開発、工学設計、職業訓練等)が対象とされています。

クラスター支援事業のうち物流事業については、5~8年間の法人税の全額免除及びその後の5年間の法人税の50%免除、知識産業については、8年間の法人税の全額免除及びその後の5年間の法人税の50%免除という税務恩典が与えられることとされています。

上記恩典の申請期限は2016年12月30日とされています。また、上記いずれの事業についても、当該地区の教育機関又は研究機関との連携及び2017年12月31日までに事業を開始することが条件とされています。

弁護士 二見 英知  
☎ +66-2-633-8350 (バンコク)  
✉ [hidetomo.futami@mhmjapan.com](mailto:hidetomo.futami@mhmjapan.com)  
弁護士 秋本 誠司  
☎ +66-2-633-8351 (バンコク)  
✉ [seiji.akimoto@mhmjapan.com](mailto:seiji.akimoto@mhmjapan.com)

弁護士 茨木 雅明  
☎ +66-2-266-6485  
(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所 出向中)  
✉ [masaaki@ctlo.com](mailto:masaaki@ctlo.com)  
✉ [masaaki.ibaragi@mhmjapan.com](mailto:masaaki.ibaragi@mhmjapan.com)

## MHM Asian Legal Insights

### 3. シンガポール：改正会社法が全面施行－2016年1月3日から－

本レター第35号（2015年1月号）にてお伝えしたとおり、2014年10月8日に国会で可決されたシンガポール会社法の改正法は、その一部について2015年7月1日から施行されています。2015年11月5日、ACRA（会計企業規制庁）は、その未施行部分について、施行日を2016年1月3日とする旨公表しました。これによりいよいよ改正会社法が全面施行されることとなります。そこで、本レターでは、今回施行される改正会社法のうち主なポイントについてご紹介します。

#### (1) 非公開会社における株主名簿備置義務の撤廃

旧法の下では、シンガポール法人は株主名簿を作成・備置する義務を負っていましたが、改正法により、非公開会社についてはこの義務が撤廃され、これに代わって、ACRAが電子的記録により非公開会社の株主情報を管理することとなります。非公開会社は、株主の変更があった場合にはこれをACRAに通知しなければならず、ACRAによる電子的記録の登録がなされてはじめて株主が有効に変更されたこととなります。

これにより、非公開会社を対象としたM&Aでは、対象会社の株主の状況の確認を株主名簿に代わりACRAの電子的記録によって行うことになり、また、株式譲渡のクロージングに際して、株主名簿の書換えに代わり、ACRAの電子的記録の更新によってその効力が生じることになる点に留意が必要です。

#### (2) 基本定款と附属定款の一本化

旧法上は、会社は、基本定款（memorandum of association と呼ばれ、会社の商号や目的が記載されたもの）と附属定款（articles of association と呼ばれ、主に社内規則の役割を果たすもの）の双方を作成することが義務付けられていましたが、改正法により、これらが「constitution」と呼ばれる単一の定款に一本化されることになりました。もっとも、既存の会社は、現在の基本定款と附属定款を一本化する作業を行う必要はなく、現状のままでも、両定款が相まって「constitution」を構成するものとみなされます。なお、今後、下位規則において、非公開会社向けに、事業の種類に応じた複数のモデル定款が策定される予定です。

#### (3) 開示義務のCEOへの拡大

証券先物法（Securities and Futures Act）に基づき、上場会社の取締役は、当該上場会社及びその関連会社の株式等の保有状況について、また、上場会社の Chief Executive Officer（「CEO」）は、当該上場会社の株式等の保有状況について開示義務を負っています。他方で、非上場会社においては、旧法下では、取締役のみが当該非上場会社及びその関連会社の株式等の保有状況に関する開示義務を負い、CEO はこれらの開示義務を負わないものとされていました。

## MHM Asian Legal Insights

もともと、改正法により、非上場会社の CEO に対しても開示義務が拡大され、当該非上場会社の株式等の保有状況に関する開示義務が課せられることになりました（なお、改正法の下でも、CEO は当該非上場会社の関連会社の株式等の保有状況を開示する義務は負いません。）。

また、旧法下では、上場会社であるか非上場会社であるかを問わず、取締役のみが、(i)会社との利益相反取引や(ii)取締役としての義務や利益と相反関係を生じる可能性のある役職への就任又は財産の保有に関して開示する義務を負っていましたが、改正法により、これらの開示義務が取締役のみならず CEO に対しても拡大されることになりました。

弁護士 川村 隆太郎

☎ +65-6593-9754 (シンガポール)

✉ [ryutaro.kawamura@mhmjapan.com](mailto:ryutaro.kawamura@mhmjapan.com)

弁護士 上野 満貴

☎ +65-6593-9757 (シンガポール)

✉ [michitaka.ueno@mhmjapan.com](mailto:michitaka.ueno@mhmjapan.com)



## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムーインド最強の世界遺産は？ー

歴史ある大国インドには宗教美術に根差した数多くの世界遺産があります。その数は、インド国内にある文化遺産だけで見ても 25 に上ります。

そうした並み居るインドの世界遺産の中で最強な遺産は何でしょう。最も有名な（かつ実際にも素晴らしい）のはタージマハルかと思いますが、長くインドに駐在している方に伺うと違う答えが返って来たりします。私ももちろんすべての世界遺産を訪ねた訳ではありませんが、インド駐在中に各地を旅した中でとりわけ衝撃を受けたのが、アジャンタ石窟寺院・エローラ石窟寺院でした。

何が衝撃的だったのでしょうか。「石窟寺院」とはノミとカナヅチだけで岩から削り出された寺院です。寺院の中には然るべき場所に然るべき神々の彫像が設置され、さながら一つ一つが小宇宙を形成しているかのようです。それがノミとカナヅチのみを用いて巨大な岩塊あるいは巨大な岩山から削り出されます。何をどう設計し、どう作業をしていくとこの精緻な小宇宙を造り出すことができるのか。その緻密さ、そして何より途方もない労力を考えると文字通り気が遠くなります。

アジャンタ石窟寺院もエローラ石窟寺院もインド最大の都市ムンバイから飛行機で 1 時間ほどのところにあるアウランガバードという都市から日帰りで訪れることができます。そして、この 2 つは雰囲気が大きく異なるので、人によって好みが分かれるところも興味深いところです。

まず、アジャンタ石窟寺院は、右の写真のように断続的に 500 メートル以上にわたって山肌をくり抜いて造られた大小 30 余の寺院からなります。山あいを散策しながら各寺院を一つ一つ巡ってみるとというハイキング的な楽しみ方もできる遺跡です。第 1 窟にある奈良の法隆寺金堂菩薩像のモデルとなった蓮華手菩薩像は必見といわれています。



対照的に、エローラ石窟寺院は、平地に並ぶ岩塊あるいは岩山を豪快に削り出して造られた寺院群です。中でも第 16 窟である左の写真のカイラーサナータ寺院は圧倒的に壮大でこれを見るためにだけに当地を訪れる価値があります。全体の大きさはアテネのパルテノン神殿の倍、高さは 30 メートル超、削り出された岩の重さは 20 万トン、完成までに 100 年以上を要したといわれています。当時のインド人の平均寿命が 30 歳程度だったとのことなので、3~4 世代に亘って毎日少しずつ

## MHM Asian Legal Insights

つノミとカナヅチで削り出された途方もない代物です。寺院の底に立って岩の絶壁を見上げて人間の無限の可能性に思いを馳せると、人生観すら変わるかもしれません。

ムンバイにいらっしゃる機会がありましたら、少しだけ足を伸ばして人生観が変わるか試しに行かれてみてはいかがでしょうか。

(弁護士 臼井 慶宜)

### NEWS

#### ➤ MHM 税理士事務所業務開始のお知らせ

MHM 税理士事務所は、2015 年 11 月より、正式に業務を開始しております。

MHM 税理士事務所には、森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所を含みます。）に所属する弁護士、税理士及び公認会計士が中心となって参画し、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等に関する税務サービスを、森・濱田松本法律事務所による法務サービスと一体的に提供してまいります。また、これまで法律事務所では提供することが困難であった、税務デュー・デリジェンス、税務申告業務といった税務サービスを提供することにより、ワン・ストップ・サービスを実現いたします。

今後も陣容の拡充に努め、依頼者の皆さまのために最善を尽くす所存です。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)